

# 条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県プレジャーボートの保管場所に関する条例		
条 例 番 号	平成 13 年神奈川県条例第 64 号	法 規 集	第 11 編第 5 章
所 管 部 局 室 課	県土整備部河川課		
条 例 の 概 要	公共の水域及び陸域における秩序の維持を図るため、プレジャーボートの所有者等の責務や保管場所の届出など、必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  ( 現在でも 必要な条 例か。 )	国による艇庫法制定（保管場所の義務化）が実現するまでの間、プレジャーボートの保管場所の届出を義務付け、マリーナ等に保管させることにより、新たな不法係留を抑止するものであり、本条例は必要である。	
	有効性  ( 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 )	保管場所の届出を義務づけた結果、条例施行後、約 1,300 件の届出があったことから、本条例は新たな不法係留船の増加抑制のために有効な規定となっている。	届出件数（年度別） H14: 81 件 H18: 18 件 H15: 73 件 H19: 490 件 H16: 24 件 H20: 55 件 H17: 339 件 H21: 247 件 計: 1,327 件 (H21.7 現在)
	効率性  ( 現行の内 容で効率 的といえ るか。 )	保管場所に関しては届出制としており、必要最低限の規制となっている。 条例の周知チラシや届出書の配布は、主としてプレジャーボートの販売業者やマリーナを通じて行い、保管場所の届出は郵送でも受け付けるなど、効率的に事務を執行している。	
	基本方針適合性  ( 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 )	本条例は、公共の水域及び陸域における秩序の維持を図ることを目的とし、本県の不法係留船対策の柱の一つとして機能しており、県民生活の安全・安心を掲げた神奈川力構想の考え方に合致している。	
	適法性  ( 憲法、法 令に抵 触しな いか。 )	県民に義務を課すなどの規定を有するが、合理的な範囲内であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由  現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では、改正・廃止の必要はない。	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。		
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	( 有 ) 無